

第14号議案

ふじみ野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市監査委員に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市監査委員に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。